

===== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県海面漁業調整規則の一部改正について

1 規則の改正理由

中海海域及び境水道における漁業について、当該漁業に係る漁獲が鳥取県が管轄する海域における漁獲か島根県が管轄する海域における漁獲か区別しがたいときの漁獲成績報告書の提出方法を定める。

2 規則の概要

(1) 中海海域及び境水道における漁業について、当該漁業に係る漁獲が鳥取県が管轄する海域における漁獲か島根県が管轄する海域における漁獲か区別しがたいときは、双方の海域に係る漁獲について作成した漁獲成績報告書を提出することとする。

(2) 施行期日は、公布日とする。